

高山村開発事業の適正化に関する条例施行規則において別紙に定める排水施設設置基準

※太陽光発電設備の設置については、雨水のみを考慮するものとする。

※雨水の排水先がない場合は、計画雨水量を記載の計算式によって算出し、算出した計画雨水量に対応できる適切な規模と構造の浸透マスを区域内に設置すること

【群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則(昭和 48 年 9 月 10 日規則第 46 号)より排水施設部分の抜粋 (一部において群馬県県土整備部建築課が定めた都市計画法に基づく開発許可制度の手引き (以下、「県手引き」という。)) の基準を準用する。】

○群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則

(中略)

(一) 排水施設に関する事項

イ 設置

(イ) 排水施設は、付表 8 を用いて算定した計画雨水量及び生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排出できるものであること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることができる。

(ロ) 排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外の下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続するものであること。また、排水先の管理者と事前に十分に協議してから接続すること。

(ハ) 雨水 (処理された汚水その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。) 以外の下水は、原則として、暗渠によって排出できるように定められているものであること。

(ニ) 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られるものであること。なお、雨水のみを対象とする排水施設に限り、多孔管等の浸透機能を付加することができる。

(ホ) 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けられるものであること。

(ヘ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、二十センチメートル以上とし、ます又はマンホールは、管渠の始点、下水の流路の方向、こう配又は横断面が著しく変化する箇所其他管渠の維持管理上必要な箇所に設けられるものであること。

(ト) 地下水量は、開発区域の地質及び地下水位の状況により一人一日当たり最大汚水量の十パーセントから二十パーセントを見込むものであること。

(チ) 管渠の設計流速は、汚水管渠にあつては毎秒〇・六メートルから二・五メートルを、雨水管渠にあつては毎秒〇・八メートルから二・五メートルを標準として下流に行くに従い

流速を緩やかにするものであること。

- (リ) 管渠の土かぶり、原則として、一メートル以上のものであること。
- (ヌ) マンホールの最大間隔は、付表9によるものであること。
- (ル) 管渠を階段接合する箇所には、マンホールを設けるものであること。ただし、落差が〇・六メートル以上の場合は、副管付マンホールを設けるものであること。
- (ロ) この基準に定めるもののほか必要があるものについては、下水道施設設計指針によるものであること。
- (ワ) 開発区域内には、沈砂及び貯水を目的とする池を適当な位置に配置することが望ましい。

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則 排水施設設置基準 付表8

1 計画雨水量の算定は、原則として次式による。

$$Q = \frac{1}{360} C I A$$

**Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/sec)    C : 流出係数**  
**I : 降雨強度 (mm/hr)        A : 集水面積 (ha)**

2 Iの値は、タルボット式により、その流域の降雨到達時間内の10年確率雨量強度を算出する。ただし、他の法令と関連がある場合は、法令の基準との調整を行うものとする。なお、県手引きに定めた表-14における中之条町の値(62.0)を使用してもよい。

$$I = \frac{a}{t + b}$$

**I : 降雨強度 (mm/hr)**  
**t : 流達時間 (min)        a, b : 定数**

3 Cの値については、次のとおりとする。ただし、あてはまるものがない場合は、県手引きより表15及び16のうち標準値を定め、加重平均して総合した流出係数を決定するものとする。なお、太陽光発電設備の設置については、開発前の使用状況をもとに標準値を定める。

(1) 山地におけるゴルフ場等の造成の流出係数値

急峻な山地	0.75 以上 0.9 以下
三紀層山地	0.7 以上 0.8 以下
起伏のある土地及び樹林	0.5 以上 0.75 以下

注 樹林より草地化による増加値0.1を加える。

(2) 山地における宅地造成の流出係数値

山地の宅地	0.75 以上 0.9 以下
-------	----------------

(3) 平坦地における流出係数値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.8
浸透面の野外作業場等の間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地や1戸建住宅の多い地域	0.5
ゴルフ場等	0.4

県手引き 表-15

工 種 別		地 域 別	
不 浸 透 性 道 路	0.95	市中の建て込んだ地区	0.90
アスファルト道路	0.90	建て込んだ住宅地区	0.70
透水性アスファルト道路	0.80	田	0.70
マカダム道路	0.60	畑	0.60
砂 利 道	0.30	建て込んでない住宅地区	0.50
空 地	0.30	公園・広場	0.30
公園・芝生・牧場	0.25	芝生・庭園・牧場	0.25
		森林地方	0.20

県手引き 表-16

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場などの間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地や1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ屋敷群や農家住宅、畑地などが割合残る郊外地域	0.35

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則 排水施設設置基準 付表9  
マンホールの最大間隔

管径 (mm)	300 以下	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔 (m)	50	75	100	150	200